

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 9 月 29 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
なまこ固定式刺し網漁業	1 隻	5 トン未満	定めなし	西共第 35 号共同漁業権漁場の区域	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	西共第 35 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 4 年 9 月 29 日から令和 4 年 10 月 5 日まで	1 許可の有効期間は、許可の日から令和 7 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の海域で操業しないこと (2) 使用する網の目合は、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とすること (3) 漁具の両端に標識を設置すること (4) 使用する網は、一枚網とすること (5) 次に掲げる水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない ア さけ・ます類 イ 海産ほ乳類
さめ固定式刺し網漁業	18 隻	20 トン未満	定めなし	1 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。 基点 北津軽郡中泊町小泊岬北灯台 点ア 基点から磁針方位 270 度 8.5 海里の点 点イ 基点から磁針方位 270 度 12 海里の点 点ウ 点イから磁針方位 320 度の線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点 点エ 点アから北海道松前郡松前町ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点	11 月 15 日から翌年 2 月 28 日まで	北津軽郡中泊町大字小泊（字下前を除く）に住所を有する者	令和 4 年 9 月 29 日から令和 4 年 10 月 19 日まで	1 許可の有効期間は、令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁具は 2 ヶ統以内とし、1 ヶ統の全長は 1,125 メートルを超えないこと (2) 網の目合は 181 ミリメートル以上とすること (3) 船橋両側面を緑色ペイントで塗装し、赤色ペイントで許可番号を表示すること

	1 隻			<p>2 次の点カ、キ、ク及びケを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場の区域及び小泊漁港北防波堤灯台から北海道松前郡札前崎を見通した線上同灯台から4,200メートルの点（大型魚礁設置中心部）から1,000メートル以内の区域を除く。</p> <p>点カ 東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台中心点 点キ 点カから正西の線上3.3海里の点 点ク 点ケから磁針方位270度2,800メートルの点 点ケ 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点</p>		北津軽郡中泊町大字小泊字下前に住所を有する者		
たら固定式刺し網漁業	15 隻	15 トン未満	定めなし	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 青森県と秋田県との県境にある須郷崎突端から真方位282度16,300メートルの点 イ 須郷崎突端から真方位285度13,000メートルの点 ウ 西津軽郡深浦町鱸作崎灯台中心点から真方位206度6,900メートルの点 エ 鱸作崎灯台中心点から真方位227度9,100メートルの点</p>	12月10日から翌年2月20日まで	西津軽郡深浦町に住所を有する者	令和4年9月29日から令和4年11月10日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和4年12月10日から令和5年2月20日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 設置できる漁具は1ヶ統とし、全長は600メートル以内、網の目合は180ミリメートル以上とすること</p> <p>(2) 漁具の敷設中は、その両端に許可番号及び漁業者名並びに船名を明記した方50センチメートル以上の赤色の標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、夜間にあつては周囲2キロメートル以上離れた場所から視認できる電灯その他の照明装置を設置し発光させること</p> <p>(3) 船舶には次のとおり標識及び許可番号を表示すること</p> <p>ア 船体の標識 船橋楼両側面を垂直方向に1メートルの巾で黄色に塗装すること</p> <p>イ 許可番号 船橋楼両側面の上部に横書きで表示すること。文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上、色は黒色とすること</p>